

5月は消費者月間です!! 令和2年度統一テーマ:「豊かな未来へ」



～『もったいない』から始めよう!～

気をつけていますか?通信販売

ほしいものを手軽に注文できる通信販売。実は、その便利さからたくさんのトラブルが起きていることを知っていますか?

通販ってなあに?

通信販売(通販)は、新聞・雑誌、テレビやインターネット(ネット)の広告を見て、電話やネットなどの通信手段で申し込む購入取引です。

通信販売トラブル

✓商品が届かない・連絡がとれない

海外ブランドのスニーカーをネット通販サイトで申し込んだ。ところが、指定された口座にお金を振り込んだのに、商品が届かない。業者とは連絡がとれない。

✓お試し・1回だけのつもりが定期購入だった

スマホで初回限定500円の広告を見て、ダイエットサプリを申し込んだ。1か月後に商品が届き、6,000円以上の請求書が入っていた。販売会社に連絡したら、4回購入が条件の定期購入と言われた。

✓返品を受け付けてもらえない

テレビショッピングでコートを購入したものの、自分には似合わないとわかった。返品したいが、「一度でも着用したものは返品できない」と断られた。

✓明らかに二セモノが届いた

高級ブランドの財布が半額以下で売られているのを見かけて申し込んだが、届いたものは明らかに二セモノだった。

ここをチェック!!

- ・返品・解約条件は確認しましたか?
- ・事業者の連絡先はしっかり記載されていますか?
- ・支払い方法はカード払い・コンビニ決済など複数から選べますか?
- ・極端に安い販売サイトではないですか?
- ・不自然な日本語が使われていたら「海外の詐欺サイトかも」と疑いましょう。

◎通信販売にはクーリング・オフ制度はありません!!

返品や解約の条件は、事業者が定める規約(返品特約)に従います。万が一、返品に関する表示がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者の送料負担での返品が可能です。

自己都合で勝手に送り返したり、受取拒否をしても解約したことはありません。



ほかにもこんなネットトラブルが消費豆知識 82

インターネットでのチケット販売に関するトラブル

事例1 人気バンドのコンサートチケットを、チケット販売仲介サイトにて15,000円で購入した。購入後、転売されたチケットでは入場できない場合があると記載があった。サイトには明らかな表示はなかった。

事例2 ネットでスポーツ観戦チケットが売出されているのを見つけクレジットカードで決済したが、自分が購入したのは公式チケットのサイトではなく、高額な転売仲介サイトとわかった。公式サイトには、チケット転売仲介サイトで購入しないようにと掲載されていた。

「転売チケットを受け取れなかった」「転売チケットでは入場できなかった」というトラブルが増えています。

✓チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトであるか、よく確認しましょう。
✓転売チケットを購入する際は、興行チケット等の規約で転売が禁止されていないか確認しましょう。

✓不正転売はしないようにしましょう。
✓転売チケットで入場できなかった場合に、仲介サイト等の補償が受けられない場合があります。

「上三川町消費者友の会」のご紹介

上三川町消費者友の会は、町内の店舗での啓発活動のほか、自治会やミニサロンで悪質商法をテーマとした寸劇を実施しています。

また、サンフラワー祭りをはじめとする町のイベントへの参加や、磯川遊歩道の清掃活動を行うなどの環境保全活動をおこなって、上三川町を盛り上げています。

その他に、食品工場の見学などの研修を行っており、消費生活に関する幅広い知識の習得につとめています。

活動に興味、関心のある方は、事務局(0285-56-9129)までご連絡ください。



上三川町消費生活センターにご相談ください

- ✓ 買い物やその契約に関わるトラブルのご相談を受け付けています。
- ✓ 買うつもりがなかったのに、無理やり買わされてしまった。
- ✓ 約束と違っていた。(約束を守ってくれなかった。届かなかった。)
- ✓ 頼んだ商品と違っていた。
- ✓ 壊れている物だった。
- ✓ 借金の相談。
- お気軽に相談ください。
- ・相談受付 月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時
- ・相談場所 上三川町役場1階
地域生活課内
- ・電話番号 ☎9153
- 消費者ホットライン1188でもつながります。

